

**更新は8月31日☎まで**

**手続きはお早めに。**

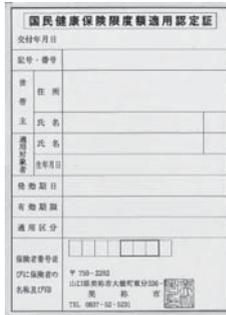
## 限度額適用認定証

現在お持ちの「国民健康保険限度額適用認定証」及び「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下いずれも「限度額認定証」）の有効期限は、7月31日☎までとなっており、更新が必要になります。

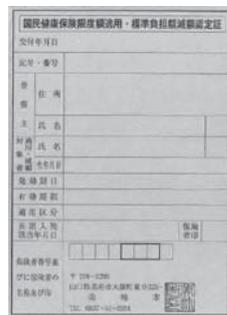
8月1日☎以降有効の限度額認定証の更新手続きは、7月15日☎から受付を開始しますので、国民健康保険被保険者証（以下いずれも「保険証」）・現在お持ちの限度額認定証・印鑑をご持参のうえ、8月31日☎までに更新の手続きを行ってください。

なお、適用区分（ア、イ、ウ、エ、オ）は、平成27年中の世帯の所得によって改めて判定しますので、これまでの限度額が変更になる場合があります。

※新規で限度額認定証が必要な人は随時受け付けています。保険証と印鑑をご持参のうえ、手続きをしてください。



国民健康保険  
限度額適用認定証



国民健康保険 限度額適用・  
標準負担額減額認定証

## 高齢受給者証

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日☎までとなっていますので、新しい「高齢受給者証」を7月下旬に郵送します。8月1日☎以降は、新しい「高齢受給者証」をお使いください。

「高齢受給者証」は自己負担割合を示すものですから、医療機関などで受診するときには、保険証と一緒に窓口に表示してください。なお、自己負担割合は平成27年中の所得などにより変わる場合があります。



# 介護保険

## 負担限度額認定証は更新手続きが必要です

問合せ先 高齢福祉課 [☎0837(52)5229]

介護保険を利用して特別養護老人ホームなどへの入所又は短期入所をした場合に、所得が一定以下の人は負担限度額認定申請により食費と居住費を軽減する制度が設けられています。

負担限度額認定の有効期間は8月1日から翌年の7月31日までとなっていますので、毎年更新が必要です。平成27年度の対象者には、6月に更新の申請書類を送付しましたので、引き続き認定を希望する場合は更新の手続きをしてください。

また、現在認定を受けていない人で右枠内の条件にあてはまる人は、所得や世帯の状況などにより対象となる場合がありますので、新規に申請してください。

なお、8月からは、利用者負担段階を判定する収入に、非課税年金（遺族年金・障害年金）の収入も含めて判定することになります。このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階である人のうち、

非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

### ●負担限度額認定の対象となる人

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）への入所（入院）又はショートステイを利用している人のうち、次のいずれにも該当する人

- ①生活保護世帯又は市民税非課税世帯であること
- ②配偶者が非課税であること  
(別世帯にいる配偶者や内縁関係の人を含む)
- ③預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること



## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下いずれも「減額認定証」）の交付を受けることができます。

この減額認定証を医療機関に提示することで、窓口負担や入院時の食事代・居住費が減額されます。

減額認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けておりますので、後期高齢者医療制度の保険証をご持参のうえ、手続きしてください。

なお、過去1年間の入院日数が91日（「区分Ⅱ」の減額認定証の交付を受けていた期間に限ります）以上の場合、入院時の食事代がさらに減額となります。再度、申請が必要となりますので、その際は病院の領収書など入院日数がわかる書類をご持参ください。

The image shows a sample of the '後期高齢者医療制度限度額適用・標準負担額減額認定証' form. It includes fields for the applicant's name, address, date of birth, and insurance status, along with a section for the medical institution to fill out, including the date of application and the name of the insured person.

### 【申請に必要なもの】

- ①後期高齢者医療制度の被保険者証
- ②病院の領収書など入院日数が分かる書類（「区分Ⅱ」の減額認定証の交付を受けており、過去1年間の入院日数が91日以上の人のみ）

### 【申請場所】

- ・市民課保険年金係
- ・各総合支所総合窓口課
- ・各出張所

## 「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ

現在交付されている減額認定証の有効期限は、7月31日回となっております。

減額認定証をお持ちで8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」（※1）又は「区分Ⅱ」（※2）に該当する人には、7月31日回までに新しい減額認定証を郵送します。

お手元に届きましたら、8月1日回以降、医療機関へご提示ください。

なお、現在お持ちの減額認定証は8月1日回以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

- ※1 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（年金収入は控除額を80万として計算します）又は老齢福祉年金受給者
- ※2 区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税（区分Ⅰに該当する人を除く）

## 後期高齢者医療被保険者証の更新

現在交付している保険証（緑色）は、有効期限が7月31日回となっております。

新しい保険証（オレンジ色）は、7月下旬に郵送（簡易書留）されます。新しい保険証は8月1日回からお使いください。

なお、現在お持ちの保険証（緑色）は8月1日以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

## 歯科健康診査

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態及び口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的に、歯科健康診査を行っています。

対象者は、この機会に歯科健康診査を受診し、ご自身の“お口の健康”についてご確認されてみてはいかがでしょうか。

- 健診項目 口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無等）、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認など
- 対象者
  - ・前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得された人
  - ・前年度において障害認定により新たに被保険者資格を取得された人
- 期間 7月1日(金)～12月31日(土)

- 実施場所 実施歯科医療機関については、6月末までに封書でお届けする歯科健康診査受診券に同封します。
- 持参品
  - ①歯科健康診査受診券
  - ②同封の質問票
  - ③後期高齢者医療被保険者証
- 自己負担額 300円